

## 柏市個人情報保護法施行条例骨子

### 1 施行条例に定める事項

#### (1) 開示請求手数料（法第89条第2項）に関すること

保有個人情報の開示請求をする際の手数料は、無料とする。ただし、現行と同様に開示文書交付時に実費（コピー代相当分）の負担を求める。

#### (2) 開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）に関すること

柏市情報公開条例において、開示請求を受けた公文書にある、公務員等の職務遂行に関する情報のうち、当該公務員等の氏名は開示される規定となっているところ、法では不開示とされる規定になっている。

そこで、施行条例においては、これを開示する規定を設けることとする。

#### (3) 開示請求等の手続（法第108条）に関すること

開示請求を受けた際の処理期限に関して、現行の条例では、「開示請求があった日から起算して15日以内」としているが、法において、開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならないとされている。ただし、地方公共団体が条例で定めることにより、開示決定等の期限を30日より短くすることができるとされている。

そこで、柏市においては、施行条例で従来と同様の期限となる規定を設けることとする。

また、法において、請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に特例的に相当の期限延長（以下「特例延長」という。）をすることができるとされているが、地方公共団体が条例で定めることにより、基準日を60日より短い期間とすることもできるとされている。

当該特例延長の基準日についても、現行の運用である「開示請求があった日から起算して45日以内」と同様の期限とする規定を設けることとする。

#### (4) 専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの諮問

法施行後においても、例えば市役所内部における個人情報の取扱いルールを定める場合に、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会に諮問できるとする規定を設けることとする。

#### (5) 単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項（個人情報ファイル簿関係）

法では、市の個人情報の利用状況について、「個人情報ファイル簿」を作成して公表することを定めている。これに伴い、同様の役割を担っている「個人情報取扱事務の届出」を廃止し、個人情報ファイル簿による公表に変更する旨の規定を、柏市内部の規律に係る事項として設けることとする。

## 2 施行条例で定めない事項

### (1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料(法 119 条第 3 項及び第 4 項)

当該制度について、条例施行時での導入を見送ることから、施行条例に定めを置かないこととする。

### (2) 「条例要配慮個人情報」の内容(法第 60 条第 5 項)

法における要配慮個人情報とは、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令等で定められた情報である。また、「条例要配慮個人情報」とは、上記の要配慮個人情報以外の情報で、地域の特性その他の事情に応じて独自に定めることができる情報である。いずれの情報に関しても、施行条例において収集や取り扱いに制限を設けることが許容されていない。

柏市においては、政令等で定める要配慮個人情報に加えるべき情報が認められないことから、施行条例に定めを置かないこととする。

### (3) 個人情報取扱事務登録簿(個人情報取扱事務の届出)の作成・公表に係る事項(法第 75 条第 5 項)

1－(5)のとおり、個人情報ファイル簿による作成・公表に変更を予定していることから、施行条例に定めを置かないこととする。

### (4) 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

施行条例を定める目的や個人情報保護の理念等の規定が想定されるものの、法の第 1 条において目的規定があり、重複してしまうことから、施行条例に定めを置かないこととする。